

家庭ごみ有料化制度

令和 5 年 11 月

大分市

～ 目 次 ～

1. 大分市の家庭ごみ有料化について	1
(1) 家庭ごみ有料化とは	
(2) 家庭ごみ有料化の目的	
(3) 家庭ごみ有料化制度等の検証	
2. 家庭ごみ有料化制度の内容について	5
(1) 対象となるごみ	
(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額	
(3) 負担軽減措置	
3. 手数料収入と収入の使途について	9
(1) 手数料収入	
(2) 収入の使途	
4. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について	14

1. 大分市の家庭ごみ有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭から有料化の対象となるごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋を使用することにより、ごみを出す量に応じてその処理費用の一部を市民の皆様に負担していただく仕組みです。

(2) 家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみの減量とリサイクルの推進

ごみを出すことにより費用の負担が生じるため、ごみを減らすことによる経済的なメリットを実感しやすくなり、ごみ減量・リサイクルに取り組もうとする意欲が高まることが期待できます。

また、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中に含まれているリサイクルできる紙類などの「資源物」が正しく分別され、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量は減少します。

さらに、ごみの処理量が減少することにより、収集部門においては、経費の削減が期待でき、処分部門においては、消耗品費、燃料費、水道料、飛灰処理や清掃工場の運転管理委託に要する経費の縮減や、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化に寄与します。

併せて、家庭ごみ有料化によって得られた手数料収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクル推進施策が展開できます。

ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた費用の負担が生じることにより、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組んだ場合と取り組まなかった場合とで経済的な負担に差が生じ、費用負担の公平性が確保されます。

(3) 家庭ごみ有料化制度等の検証

本市では、平成 26 年 11 月に家庭ごみ有料化を実施して以降、家庭ごみの排出状況の把握を行うとともに、市民意識調査やご意見拝聴会を実施し市民意見を聴取するなど、随時検証を行っています。

なお、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」では、施行後 3 年ごとに、施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、見直し等について検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることと規定されています。

①これまでに見直しを行った主な内容

(ア) ボランティアごみに対する支援

個人、団体に支給するごみ袋の種類を追加し、「ごみ拾いパートナー制度登録者」に交付するごみ袋の枚数を増加しました。

	有料化導入時	平成 30 年 4 月～
交付する袋の種類	20 リットル、45 リットル	<u>10 リットル</u> 、20 リットル、45 リットル
ごみ拾いパートナー制度登録者に交付する袋の枚数	1 人 1 月につき 5 枚 (団体は 1 月 50 枚を限度)	1 人 1 月につき <u>10</u> 枚 (団体は 1 月 <u>100</u> 枚を限度)

(イ) 指定ごみ袋の仕様

指定ごみ袋の厚さをそれぞれ 0.005 ミリメートル厚くしました。

種類	有料化導入時	平成 28 年 11 月～
大袋(45 リットル相当) 中袋(30 リットル相当)	0.03 ミリメートル	<u>0.035</u> ミリメートル
小袋(20 リットル相当) 特小袋(10 リットル相当) ミニ袋(5 リットル相当)	0.025 ミリメートル	<u>0.03</u> ミリメートル

(ウ) 負担軽減措置

平成 28 年 6 月から出生届出時の一部(10 枚)窓口交付を開始し、平成 29 年 2 月から小さいサイズの袋への変更を可能としました。また、平成 30 年 4 月からは乳幼児の対象年齢の変更と交付枚数の増加を行いました。

乳幼児を養育する方への措置	有料化導入時	平成 30 年 4 月～
乳幼児の対象年齢	2 歳未満	<u>3</u> 歳未満
交付枚数	2 歳誕生月まで最大 200 枚	<u>3</u> 歳誕生月まで最大 <u>250</u> 枚

(エ) 手数料収入の用途

(a) 大分市ごみステーション設置等補助金交付事業

設置及び改修等にかかる補助率と補助限度額を増やし、対象ステーション数を拡大しました。また、平成 27 年 4 月から被せネットまたはシートの現物支給を開始しました。

	有料化導入時	平成 27 年 4 月～	平成 30 年 4 月～
設置にかかる補助率	1/2	<u>2/3</u>	2/3 ※大分市域内過疎対策 事業対象地域は 4/5
設置にかかる補助限度額	8 万円	<u>10</u> 万円	<u>12</u> 万円
改修等にかかる補助率	1/2	<u>2/3</u>	2/3
改修等にかかる補助限度額	3 万円	<u>4</u> 万円	<u>5</u> 万円

(b) クリーン推進員活動関連事業

校区連絡会議運営費補助金を 500 円増額しました。

	有料化導入時	平成 27 年 4 月～
校区連絡会議運営費補助金	校区連絡会議を構成する人数に 500 円を乗じて 得た額	校区連絡会議を構成する人数に <u>1,000</u> 円を乗じて得た額

(c) 生ごみ減量化促進事業

平成 28 年度から「生ごみ処理容器普及講習会」の開催を始め、平成 30 年度から生ごみ処理機器購入等補助の対象にディスポーザーを追加しました。また、令和 3 年度からは電動式と非電動式の生ごみ処理機の購入補助額を購入金額の 2 分の 1 から 3 分の 2 へ引き上げました。

	有料化導入時	平成 30 年 4 月～	令和 3 年 4 月～
生ごみ処理機器購入等補助	①電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：15,000 円	①電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の 2 分の 1 上限額：15,000 円 ③ディスポーザー 補助額：設置に要した経費 上限額：30,000 円	①電動式 補助額：購入金額の <u>3 分の 2</u> 上限額：30,000 円 ②非電動式 補助額：購入金額の <u>3 分の 2</u> 上限額：15,000 円 ③ディスポーザー 補助額：設置に要した経費 上限額：30,000 円

(d) 有価物集団回収運動促進事業

平成 29 年度から対象品目にスチール缶とアルミ缶を追加しました。また、令和 3 年度からはびん類も対象品目に追加しました。

	有料化導入時	平成 29 年 4 月～	令和 3 年 4 月～
対象品目と報償金の額	①紙類・布類 回収量 1 kgにつき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円	①紙類・布類 回収量 1 kgにつき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円 ③スチール缶・アルミ缶 回収量 1 kgにつき 5 円	①紙類・布類 回収量 1 kgにつき 5 円 ②廃食用油 回収量 1 リットルにつき 10 円 ③スチール缶・アルミ缶 回収量 1 kgにつき 5 円 ④びん類 回収量 1 kgにつき 5 円

(e) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

令和 4 年 4 月 1 日より新たな事業として開始しました。

②令和 5 年度における検証について

令和 5 年度は施行後 3 年ごとの検証の時期になることから、令和 5 年 6 月に家庭ごみ有料化制度の検証について、大分市清掃事業審議会へ諮問し、5 回にわたる審議を経て、10 月には、制度の継続は妥当であり、また、対象となるごみや手数料額など制度内容についても概ね現行どおりが妥当であるとの答申が市に提出されました。

この答申とこれまでに実施してきた市民意識調査や市に寄せられた市民意見等を踏まえ、家庭ごみ有料化制度等については、次のとおり見直したうえで継続することとします。

1 制度等の見直し

- ・有価物集団回収運動促進事業

次の品目の回収量に対する報償金額の引き上げ。

- (1) 廃食用油…1 リットルにつき 10 円→20 円
 - (2) スチール缶・アルミ缶…1 キログラムにつき 5 円→7 円
 - (3) びん類…1 キログラムにつき 5 円→10 円
- (13 ページ(ハ)参照)

2 実施時期

見直しについては、令和 6 年 4 月 1 日から実施することとします。

3 その他

製品プラスチックの再商品化など、資源循環の促進につながる新たなごみ減量施策については、その必要性の高さから、実態把握に努めるとともに課題を整理し、最適な手段を検討することとします。

2. 家庭ごみ有料化制度の内容について

(1) 対象となるごみ

家庭ごみ有料化の対象となるごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。「資源物」、「危険物等」は分別を促進するため対象外とし、「剪定枝」、「落ち葉」、「草花」は緑化を推進するため、「ボランティアごみ」はボランティア活動を支援するため、対象外とします。

ただし、「ボランティアごみ」は、地域美化活動に伴うものでボランティア専用袋を使用したもの、もしくは市に収集を依頼したものとしします。

なお、大型・粗大ごみの戸別収集については、従来どおり有料とします。

表-1 家庭ごみ有料化の対象範囲

区分	品目	排出方法
対象となるごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋(黄色)を使用し、決められた収集日に出してください。
	燃やせないごみ	
対象外	資源物 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装(資源プラ)、新聞類・その他紙類、布類	45 リットル以内の透明・半透明の袋に入れて決められた収集日に出してください。
	危険物等 スプレー缶類、ライター類、蛍光管・電球・水銀体温計、乾電池	
	剪定枝	45 リットル以内の透明・半透明の袋に入れて「燃やせるごみ」の収集日に出してください。
	落ち葉	
	草花	
	ボランティアごみ	ボランティア専用袋(青色)に入れて、ごみの種類に応じた収集日に出してください。 ※事前に市へ収集を依頼した場合は、ボランティア専用袋ではなく、透明又は半透明の袋によりごみを出すことができます。

地域美化活動に伴うボランティアごみに対する支援策

地域美化活動に伴うボランティアごみについては、市民の皆様の活動の妨げとならないよう、ボランティア専用袋（青色、10 リットル・20 リットル・45 リットル）の支給等による支援を行います。

個人、団体による地域美化活動に伴うもの

対 象：道路、公園、河川等の公共施設のボランティア清掃を行う個人、自治会等の団体

支援方法：①ボランティアでごみ拾いを行っている個人又は団体からの申請により、ボランティア専用袋を支給

○きれいにしょうえおおいた推進事業

団体の活動状況に応じ、必要な枚数のボランティア専用袋を支給

○ごみ拾いパートナー登録制度

個人または団体に対し、1 人 1 月につき原則 10 枚のボランティア専用袋を交付（団体の場合は 1 月上限 100 枚）

1 回の交付枚数は 6 月分まで

②自治会等の団体が一斉清掃を行う場合

事前に清掃業務課（東部・西部清掃事業所を含む）へ収集依頼

ボランティア専用袋もしくは透明又は半透明の袋によりごみを排出

排出方法：少量の場合はごみステーション（ボランティア専用袋を使用）

多量の場合は清掃業務課（東部・西部清掃事業所を含む）へ収集依頼

ごみステーションの管理に伴うもの

対 象：ボランティアで、ごみステーションの清掃を行う自治会

支援方法：自治会に対し、ボランティア専用袋を支給

排出方法：当該ごみの種類の収集日にごみステーションに排出



(2) 指定ごみ袋の種類と手数料の額

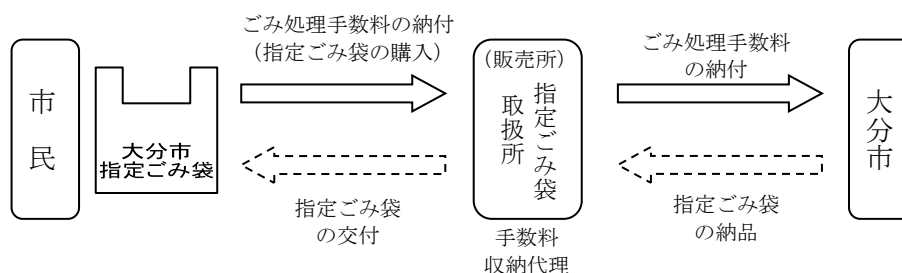
表－2 指定ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）

種 類	大袋	中袋	小袋	特小袋	ミニ袋
容 量	4 5リットル 相当	3 0リットル 相当	2 0リットル 相当	1 0リットル 相当	5リットル 相当
販 売 価 格 (1 0 枚入)	3 1 5 円	2 1 0 円	1 4 0 円	7 0 円	3 5 円
1 枚あたり	3 1 . 5 円	2 1 円	1 4 円	7 円	3 . 5 円
外 観					
厚 さ (mm)	0. 035	0. 035	0. 030	0. 030	0. 030

- ※1 指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の兼用袋
 ※2 指定ごみ袋取扱所（販売所）ではすべてのサイズを10枚1組として販売
 ※3 指定ごみ袋の価格はすべての指定ごみ袋取扱所（販売所）で同額
 ※4 イベント等での景品としての使用は不可

○手数料の徴収方法（指定ごみ袋方式）

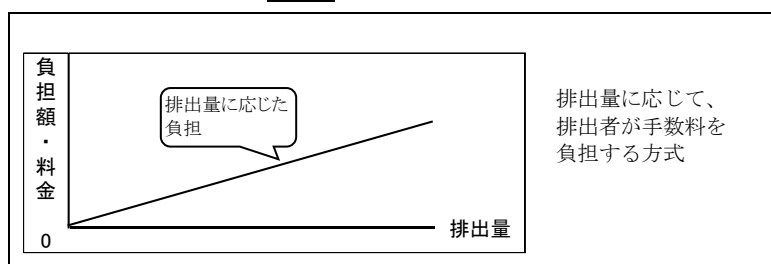
図－1 手数料徴収方法



※小売店等を対象に「大分市指定ごみ袋取扱所」（販売所）を指定

○手数料の料金体系（排出量単純比例型、1リットルあたり 0. 7円）

図－2 排出量単純比例型



(3) 負担軽減措置

家庭ごみ有料化に伴う負担軽減措置として、要件を満たす対象者に一定枚数の指定ごみ袋を交付します。負担軽減措置の対象と交付する袋の種類・枚数は次のとおりです。

【申請】市の給付事業等を利用している方など、市で把握できる方については申請不要

表-3の の対象者は減免申請により決定

【交付】1年分をまとめて配達

(3歳未満の乳幼児は出生届提出時に10枚を窓口交付。残りの3歳誕生月までの分240枚をまとめて配達)

表-3 負担軽減措置の対象

(基準日 毎年11月1日)

項目	対象者	交付する袋の種類・枚数
紙おむつ ・ ストーマ用 装具 ・ 腹膜透析	3歳未満の乳幼児を養育する方	1人につき3歳誕生月まで <u>最大250枚</u> (小袋 20リットル)
	・配偶者からの暴力を理由に避難している方 ・本市住民登録がない方(里帰り等)	
	・常時紙おむつを使用している身体障がい児又は知的障がい児を養育する方 (身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2に限る)	<u>1回限り最大50枚/人</u> (出生又は転入の届を提出した翌月に交付するごみ袋とは別に交付)
	【長寿福祉課事業】 ・大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 ・大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方	1人につき年間最大100枚 (小袋 20リットル)
	・医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方(上記事業に該当しない)	
	【障害福祉課事業】 ・大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者及び知的障がい者の方	
	・常時ストーマ用装具を使用する方 (上記事業に該当しない)	
生活保護 受給世帯	・常時腹膜透析を実施する方	
	生活保護法による生活扶助を受けている方	年間最大60枚 2人以下の世帯 小袋 20リットル 3人以上の世帯 中袋 30リットル

※大分市に居住する対象者で「在宅」に限る

※基準日以降に対象となった場合は、月数で案分した枚数を交付

※ごみ減量の観点から小さいサイズへの変更に限り可能(希望者)

3. 手数料収入と収入の使途について

(1) 手数料収入

家庭ごみ有料化による手数料収入は一年間で約 4 億 7 千万円（令和 5 年度予算）が見込まれます

(2) 収入の使途

家庭ごみ有料化によって得られた収入は、制度の実施に伴う経費のほか、さらなるごみ減量・リサイクル施策の推進に活用するとともに、ごみ減量リサイクル施策の拠点であるリサイクルプラザや清掃工場の整備に要する経費に充てるため、廃棄物処理施設整備基金へ積み立てます。

なお、収入の使途は、毎年度ホームページなどを通じて公表します。

表-4 ごみ処理経費と収入の使途

	ごみ処理経費 (総額)	内、ごみ減量・リサイクルの推進経費	項目別内訳	有料化収入	使途充当額
			①有料化事務費		①有料化事務費
			②基金		②基金
			③ごみ減量・リサイクル事業		③ごみ減量・リサイクル事業
令和 5 年度 (予算)	約 72 億円	16 億 7,095 万円	3 億 2,939 万円	4 億 7,000 万円	3 億 2,939 万円
			7,014 万円		7,014 万円
			12 億 7,142 万円		7,047 万円

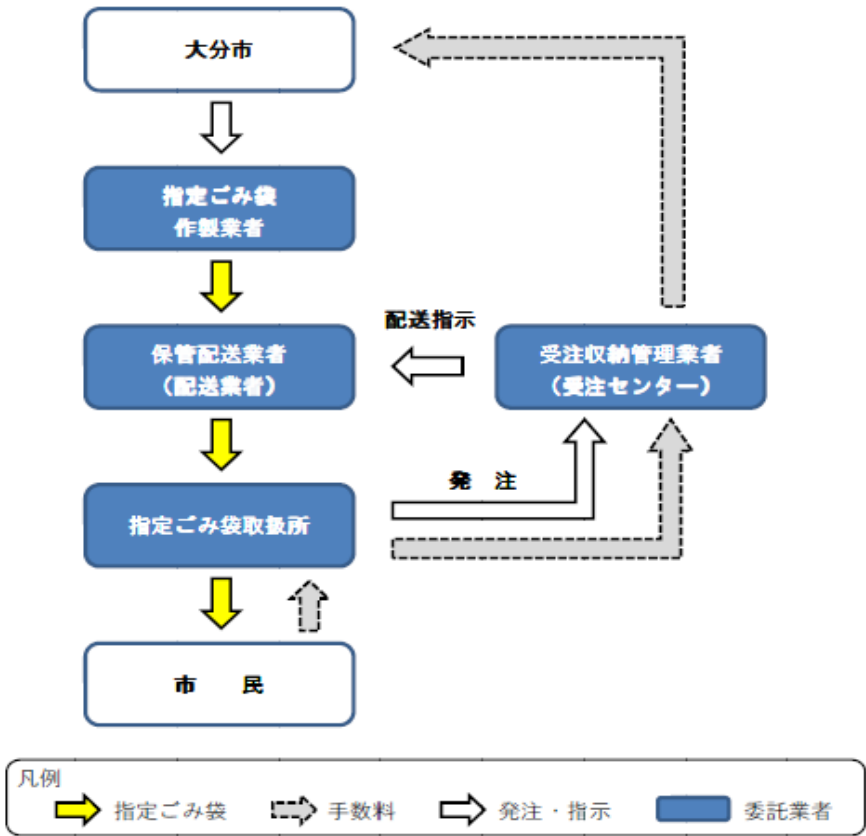
うち③ごみ減量・リサイクル事業の内訳

事業名	年度予算額	使途充当額
ごみステーション設置等補助金	660 万円	660 万円
クリーン推進員活動関連事業	974 万円	974 万円
ごみ減量・リサイクル啓発事業	499 万円	499 万円
生ごみ減量化促進事業	1,065 万円	1,065 万円
有価物集団回収運動促進事業	1,998 万円	1,998 万円
その他のごみ減量・リサイクル事業	12 億 1,946 万円	1,851 万円
計	12 億 7,142 万円	7,047 万円

① 家庭ごみ有料化に伴う事務費

家庭ごみ有料化に伴う事務費は、指定ごみ袋作製等業務、指定ごみ袋の保管配送業務、受注収納管理業務、指定ごみ袋取扱所への手数料徴収業務等、それぞれ委託している業務にかかる経費や負担軽減措置に関する経費です。

図-3 大分市における有料化制度 事務の流れ



② 廃棄物処理施設整備基金への積み立て

基金への積立額は、家庭ごみ有料化の手数料収入から家庭ごみ有料化に伴う事務費を差し引いた概ね2分の1

平成 26 年 3 月に、ごみ処理施設の整備に要する経費に充てるための「大分市廃棄物処理施設整備基金」を設置しています。基金として手数料収入の一部を積み立てることにより、持続あるごみ減量・リサイクル施策の展開及び将来にわたる廃棄物の安定的な処理を確保することとします。

③ ごみ減量・リサイクルの推進に関する経費

本市におけるごみ減量・リサイクルの推進には、分別収集に係る経費やリサイクルプラザの維持管理費も含め、1年間で16億7,095万円（令和5年度予算）の経費がかかります。

家庭ごみ有料化による収入は、このうち、制度導入の際に新たに作られた、または拡充した次の事業に重点的に充てることとします。

(7) ごみステーション設置等補助事業

家庭ごみ有料化制度に伴い新たに実施した事業であり、自治会が管理するごみステーションの整備に係る経費に対し、自治会に補助する制度。

表-5 ごみステーション設置等補助事業

	補助率・補助限度額等	申請条件
設置（購入費・工事費） 改修等（改修費・修理費）	【補助率】 3分の2(※) ※大分市域内過疎対策事業 対象地域においては5分の4 【補助限度額】 設置 120,000 円 改修等 50,000 円	自治会が管理するステーション数の2分の1以内 再度の申請は設置10年、改修等5年経過後 移動可能な箱物ステーションも対象とする（条件あり）
被せネット 又はシートの購入	【補助限度額】 3,500 円	自治会が管理するステーション数の3分の1以内
被せネット 又はシートの支給	現物支給	

(4) クリーン推進員活動関連事業

クリーン推進員の積極的な活動を支援するため、校区ごとに開催する研修会や意見交換会等を行う際の諸経費等に対し補助するクリーン推進員校区連絡会議運営費補助事業等。

※クリーン推進員

清掃事業の円滑な運営を図るため自治会ごとに1名設置。世帯数が多い自治会は、過度な負担が生じないように2名の設置が可能。2年の任期で、市長からの委嘱により、地域における「ごみの出し方」「不法投棄の防止」「まちの美化対策」の指導などの活動をしている。

表-6 クリーン推進員関連事業

	概要
クリーン推進員設置	【設置基準】 自治会ごとに1名 概ね500世帯以上の自治会は2名の設置が可能 【報償金】 前期と後期の2回に分け各期の活動に対し支給 (1月あたり1,000円)
校区連絡会議運営費補助	【補助対象経費】 消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料 【補助限度額】 校区連絡会議を構成するクリーン推進員の人数に 1,000円を乗じて得た額

(ウ) ごみ減量・リサイクル啓発事業

ごみ減量・リサイクルを推進するために実施する、地域や老人会等を対象としたごみ分別やリサイクルの説明を行うごみ減量・リサイクル推進懇談会、子どもたちを対象としたパッカー車を使った体験環境学習のほか、広報紙やイベントにおける啓発、ごみステーションにおける啓発看板の作製等。

表-7 ごみ減量・リサイクル啓発経費

	概要
リサイクルおおいた	市報内（年４回）
家庭ごみ分別事典	転入者・希望者用（随時）、市公式アプリにも掲載
ごみステーションの啓発看板	随時
ごみ減量・リサイクル推進懇談会	市民を対象としたごみの分別やリサイクルについての説明会
パッカー車を活用した体験環境学習	子どもを対象とした学校や公民館等での体験型の環境学習
各種イベントにおける周知啓発	環境展、食と暮らしの祭典等

(エ) 生ごみ減量化促進事業

家庭から排出される燃やせるごみの多くを占める生ごみの減量化を促進するための各事業。生ごみを堆肥化するコンポスト容器等の貸与事業、容器を上手に使うための生ごみ処理容器普及講習会、生ごみ処理機器購入等に対する補助事業、生ごみに多く含まれる食品ロスや水分の削減を目的とした３きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の周知啓発事業等。

表-8 生ごみ減量化促進事業

	概要
生ごみ処理容器 (コンポスト・ボカシ) 貸与	５年度間 無償貸与 (１回の申請で、コンポストは２個まで、ボカシ容器は２個１セットを貸与)
段ボールコンポスト 支給	１度の申請で４セットまで支給（段ボール・基材等）
生ごみ処理容器普及講習会	コンポストやボカシ容器を上手に使用している市民を講師とした講習会の開催
生ごみ処理機器購入 等補助	【補助率】 ３分の２ 【補助限度額】 電動式 30,000 円 非電動式 15,000 円 ディスポーザー 30,000 円
３きり運動の推進	３きり運動(使いきり・食べきり・水きり)の各家庭での取組を推進するための周知啓発

(オ) 有価物集団回収運動促進事業

地域におけるごみ分別・資源化の推進や地域コミュニティ活性化に寄与する有価物集団回収運動登録団体の活動実績に応じて報償金を交付する事業。

表－９ 有価物集団回収運動促進事業

	概要
登録団体に交付する 報償金	①活動実施月数に 3,000 円を乗じて得た額 ②品目ごとの回収量に応じ単価を乗じて得た額 紙類・布類 回収量 1 キログラムにつき 5 円 廃食用油 回収量 1 リットルにつき 20 円 スチール缶・アルミ缶 回収量 1 キログラムにつき 7 円 びん類 回収量 1 キログラムにつき 10 円

(カ) 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業

家庭ごみを所定のごみステーションまで搬出することが困難な高齢者、障がい者等の世帯を対象に、自宅の玄関先などで直接収集する事業。

表－１０ 高齢者等ごみ出し支援事業

対象世帯	世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみを運ぶことが困難であり、親族等の協力を得ることができない世帯 1. 65 歳以上で、要介護 1 以上の認定を受け、訪問介護における生活援助を利用している方 2. 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、居宅介護または重度訪問介護を利用している方 3. 上記 1、2 に準ずる方で、市長が特に必要と認めた方 ※親族、地域の方、ボランティア等によるごみ出しの協力が得られる場合は対象外。
------	---

4. 不法投棄対策、不適正排出対策、野外焼却対策について

家庭ごみ有料化の実施による、新たな「不法投棄」、「不適正排出（ルール違反）」、「野外焼却」が生じないよう啓発活動等の充実を図ります。

①不法投棄対策

不法投棄を未然に防止するため、山間部など不法投棄されやすい場所への監視カメラの設置やパトロール活動を継続的に実施します。

また、きれいにしようとおいた推進事業の登録団体のパトロール活動を通じて、市民と行政とが協働して監視等を行い不法投棄の未然防止に努めます。

②不適正排出（ルール違反）対策

清掃指導員の校区担当制を全事業所で実施することで、自治委員やクリーン推進員との連携を強化し、ごみステーションの早朝啓発活動を定期的 to 実施するなど、ごみの排出時におけるルールの周知徹底に努めます。

また、不適正排出が続発するようなごみステーションについては、啓発看板を設置するなど重点的に指導啓発を行います。

③野外焼却対策

野外焼却を防止するため、市報やホームページでの周知啓発を継続的に実施します。

また、市民からの野外焼却の通報に基づき、焼却行為者に対する指導等を行います。